4　前項の規定は、法第三十七条の十四の二第五項第二号ロ(1)並びにハ(1)及び(2)に規定する政令で定めるところにより移管がされる上場株式等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる上場株式等の区分に応じ、前項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第三十七条の十四の二第五項第二号ロ(2)に規定する政令で定めるところにより移管がされる上場株式等	他の年分の非課税管理勘定	継続管理勘定	して同号ロ(2)に規定する五年を経過する日の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管が
法第三十七条の十四の二第五項第二号ハ(1)に規定する政令で定めるところにより移管がされる上場株式等	他の年分の非課税管理勘定	継続管理勘定	して同号ハ(2)に規定する五年を経過する日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管が
法第三十七条の十四の二第五項第二号ハ(2)に規定する政令で定めるところにより移管がされる上場株式等	他の年分の非課税管理勘定	継続管理勘定	して移管が

第二十五条の十三の八第七項第一号中「、第二号、第五号又は第六号」を「から第三号まで、第六号又は第七号」に改め、同条第九項第一号中「未成年者口座からの」を「非課税管理勘定又は継続管理勘定からの」に改め、「）」があつた場合には、当該」の下に「非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている」を加え、同条第十四項中「第二十五条の十三第十項第二号」を「第二十五条の十三第十一項第二号」に改め、同条第十七項の表以外の部分中「第十項、第十一項、第十三項及び第十五項から第二十五項まで」を「第十一項、第十二項、第二十項及び第二十二項から第三十二項まで」に改め、同項の表第二十五条の十三第十項の項中「第二十五条の十三第十項」を「第二十五条の十三第十一項（第十号を除く。）」に、「第三十七条の十四第五項第二号ロ」を「第三十七条の十四の二第五項第二号ロ(2)及びハ(2)」を「第三十七条の十四の二第五項第二号ロ(3)及びハ(3)」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十五条の十三第十一項第十号	非課税口座に	未成年者口座に
	累積投資勘定	継続管理勘定
	非課税口座内上場株式等	未成年者口座内上場株式等

第二十五条の十三の八第十七項の表第二十五条の十三第十一項の項中「第二十五条の十三第十一項」を「第二十五条の十三第十二項」に、「非課税管理勘定」を「累積投資勘定」を「継続管理勘定」に、「非課税管理勘定又は継続管理勘定」を「累積投資勘定」に改め、同表第二十五条の十三第十三項の項中「第二十五条の十三第十三項」を「第二十五条の十三第二十項」に、

同項各号	同項	同項各号
同項第一号	同項	
第三十七条の十四第七項	第三十七条の十四の二第十三項	

を

同項

に改め、同表第二十五条の十三第十五項の項中「第二十五条の十三第十五項」を「第二十五条の十三第二十二項」に改め、同表第二十五条の十三第十六項の項中「第二十五条の十三第十六項」を「第二十五条の十三第十七項及び第二十項」を「第二十五条の十三第二十四項及び第二十七項」に改め、同表第二十五条の十三第二十一項の項中「第二十五条の十三第二十八項」に改め、同表第二十五条の十三第二十三項の項中「第二十五条の十三第三十項」に改め、同表第二十五条の十三第二十五項の項中「第二十五条の十三第二十五項」を「第二十五条の十三第三十二項」に改め、同表第二十五条の十三の二第一項の項を次のように改める。

第二十五条の十三の二第一項	非課税口座を	未成年者口座を
	若しくは個人番号の変更をした場合（当該非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなつている勘定を変更しようとする場合又は当該非課税口座（平成三十六年一月一日において平成三十五年分の非課税管理勘定が設けられていたものに限る。）に平成三十六年分以後の累積投資勘定を設けようとする	又は個人番号の変更をした
	非課税口座が	未成年者口座が
	（氏名、住所又は個人番号の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。）の提出	の提出

第二十五条の十三の八第十七項の表第二十五条の十三の六第二項の項中「第二十五条の十三第八項」の下に「又は第十七項第一号」を加え、同表第二十五条の十三の六第三項の項中「第二十五条の十三第十九項」を「第二十五条の十三第二十六項」に改め、同表第二十五条の十三の六第五項の項中「第三十七条の十四第五項第四号」を「第三十七条の十四第五項第七号」に、「非課税管理勘定廃止通知書、同項第五号」を「勘定廃止通知書、同項第八号」に、「第二十五条の十三第十四項第二号又は第二十一項」に改め、同条第十八項中「第十項、第十一項、第十三項及び第十五項から第二十五項まで」を「第十一項、第十二項、第二十項及び第二十二項から第三十二項まで」に改め、同条第二十六項中「第二十五条の十の十一第七項」を「第二十五条の十の十第七項」に改める。

第二十五条の十四の見出し中「外国親法人株式」を「外国親法人株式等」に改め、同条第一項中「第三十七条の十四の三第四項」を「第三十七条の十四の三第五項」に改め、同条第二項中「第三十七条の十四の三第五項第二号」を「第三十七条の十四の三第六項第二号」に改め、同条第三項中「第三十七条の十四の三第五項第四号」を「第三十七条の十四の三第六項第四号」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四の三第五項第六号」を「第三十七条の十四の三第六項第八号」に改め、同条第五項中「第三十七条の十四の三第五項第一号」を「第三十七条の十四の三第六項第一号」に改め、同条第六項中「第三十七条の十四の三第五項第三号」を「第三十七条の十四の三第六項第三号」に改め、同条第十項中「第三十七条の十四の三第五項第一号又は第三号」を「第三十七条の十四の三第六項第一号、第三号又は第五号」に、「又は特定分割型分割」を「、特定分割型分割又は特定株式分配」に、「又は第四号」を「、第四号又は第六号」に、「又は外国分割承継親法人株式」を「、外国分割承継親法人株式又は外国完全子法人株式」に、「第三十七条の十四の三第五項第二号」を「第三十七条の十四の三第六項第二号」に、「外国親法人株式」を「外国親法人株式等」に、「第三十七条の十四の三第五項第四号」を「第三十七条の十四の三第六項第四号」に、「とする」を「と、同条第二項」とあるのは「第百十三条第二項」と、同項第三号中「株式又は出資以外」とあるのは「株